

8 施策の推進方策

8-1 実施計画

「4 防災・減災対策の推進方針」に基づき、以下のとおり進めていく。

表 15 ため池中期プラン実施計画

計画	実施主体	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
ハザードマップの 作成・活用	市町村	▶							
ため池研修(訓練)の 実施	県 市町村 管理者		▶						
詳細調査の実施 防災重点 0→423施設 要詳細調査 0→78施設	県	▶							
長寿命化計画の作成 0→140施設	市町村 土地改良区		▶						
耐震化等の実施	県 市町村		▶						

8-2 役割等

東日本大震災においては、地震や津波によって、本来被災者を支援すべき行政自体が被災して機能が麻痺し、「公助」の限界が明らかとなった。一方で、住民自身や地域コミュニティ等の「自助」、「共助」の重要性が強く認識されたことから、災害対策基本法において、地区居住者等による地域コミュニティレベルでの防災計画に関する計画である地区防災計画制度が創設された。ため池の防災・減災においても、「自助」、「共助」、「公助」の役割を明確にした上で連携を強化し、ため池の安全・安心の向上を図ることとする。

表 16 役割

関係機関及び関係者	内容
青森県	市町村等に対する指導・支援、防災意識向上の普及・啓発、ため池情報の共有
市町村	ため池管理者に対する指導・支援、連絡体制の整備 ハザードマップの作成・普及、避難訓練の実施
ため池管理者	適正な維持管理による災害の未然防止、農業用水の安定供給 豪雨時の事前対応、地震後の点検、異常時の市町村への通報
地域住民	ハザードマップの確認、研修（訓練）等への参加

